

旧優生保護法についての 大切なお知らせ

旧優生保護法により、障害や病気を理由に、

こどもができなくなる手術や

妊娠を続けられなくする処置をされた方、

そのような話を聞いたご家族や関係者はいらっしゃいませんか。

////////// まずは ご相談ください。//////////

茨城県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

 TEL.029-301-3270 (専用)

受付時間 8:30~17:15 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

 FAX.029-301-3264

 テキスト形式でのお問い合わせフォーム 



〒310-8555 水戸市笠原町978番6
茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課内

ご希望があれば請求手続きを**弁護士が無料でサポート**します。

請求期限 / 令和12年1月16日

優生保護法は、1948(昭和 23)年から 1996(平成 8)年までであった法律です。

この法律により、病気や障害などのある人たちを『不良』とし、国の政策として、こどものできなくなる手術やこどもを生き育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置が行われてきました。その手術などが行われる際に、だましたり、説明もしなかったりする場合も少なくなかったといわれています。

その被害は、こどもができない手術をされた被害者が、全国で約2万5000人、こどもを生き育てたかったにもかかわらず妊娠を続けられない処置をされた被害者が、約5万9000人とされています。

最高裁判所は、2024(令和6)年7月3日に、優生保護法はできた時から憲法違反であったと判断し、国に賠償を命じました。

国は、最高裁判決に従い、旧優生保護法が憲法違反で、著しく人権を侵害した法律だったことを認め、多くの被害者を出したことを謝罪し、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました。

補償法について

補償法(旧優生保護法補償金等支給法)による補償金

- こどもができなくなる手術をされた人…………… **1500万円**
- その結婚相手(事実上の結婚も含む)…………… **500万円**
※ご本人が亡くなられた場合、遺族が受け取れます

優生手術等一時金

- こどもができなくなる手術をされた人…………… **320万円**
※ご本人だけが受け取れます ※補償金もあわせて受け取れます

人工妊娠中絶一時金

- こどもを生き育てたかったのに旧優生保護法により妊娠を続けられなくなった人…………… **200万円**
※ご本人だけが受け取れます
※優生手術等一時金を受け取った場合は受け取れません

※いずれも、本人または家族の同意があった手術の場合も受け取れます。

くわしくは、下記までお問い合わせください。

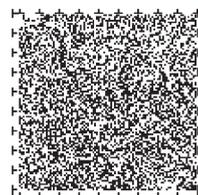
茨城県旧優生保護法補償金等 受付・相談窓口

- ☎ 029-301-3270(専用) ☎ 029-301-3264
- 🕒 月曜日から金曜日 8:30~17:15
(土日祝、年末年始除く)
- ✉ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp

こども家庭庁旧優生保護法 補償金等相談窓口

- ☎ 03-3595-2575 ☎ 03-3595-2753
- 🕒 月曜日から金曜日 10:00~17:00
(土日祝、年末年始除く)
- ✉ kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

旧優生保護法補償
金等特設サイト
手話・字幕動画も
ご覧になれます。



このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。